

事業評価委員会設置要綱

第1 設置

事業評価実施要綱（平成10年10月30日、10建総企第270号建設局長決定、以下、「実施要綱」という。）に基づき、事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について、評価の内容の適否、改善点等について意見を述べるとともに、対応方針について助言を行うことができる。

- 1 実施要綱に基づく事業の評価に関すること。
- 2 前号のほか、他の局等から依頼のあった事業の評価に関すること。

第3 組織及び委員

- 1 委員会は、7名以内の委員で構成し、委員は、局長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長をおく。
- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を置くことができる。

第5 運営

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第6 議事録の作成

委員会の会議を開催した場合は、原則として議事録を作成する。ただし、委員会は、必要に応じて、会議要旨の記録に止めることができる。

第7 会議の公開等

委員会は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に該当する情報を含むと認められる案件を除き、事業の評価に係る資料並びに委員会の会議及び会議の議事録を、原則として公開とする。

第8 委員会審議結果の公表

委員会審議の結果は、第9に定める事務局が速やかに公表する。

第9 庶務

委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。